

伝統社会における国家権力の分権構造

— プリュンデ封建制とレーエン封建制の性格をめぐって —

春日 雅 司

はじめに

本稿の課題は、マックス・ウェーバーがその支配理論の中で分類したいくつかの「支配団体」(Herrschaftsverband)のうち、プリュンデ封建制(Pfründenfeudalismus)とレーエン封建制(Lehensfeudalismus)の概念について、主として両者の成立事情の相違に注目しつつ、その性格の違いを考察することにある¹⁾。このような問題の立て方の意義は、現代につながる多くの問題、とりわけ社会学で盛んに議論されている「近代化」論を考える上で有効な分析視角を与えることができる、という点にある。

なるほど封建制については専門の歴史家や法制史家・経済史家などのすぐれた個別研究を手にすることができ、またウェーバー自身、いわゆる近代化と封建制を直接結びつけて考えているわけでもない²⁾。だが、プリュンデ封建制とレーエン封建制という形で比較対照したものはウェーバー以外になく、しかも両封建制の対象と

して具体的に考えられている地域が、イスラーム治下の近東とムガル帝国及びキリスト教的西欧(ただしギリシア正教の地域は除く)であるということから、本稿では、両封建制を以下において分析し、封建制と近代社会の関係をある程度明らかにすることによって、現代両世界のかかえる問題にいくばかりかの示唆を与えることができれば幸いである。また、このような作業は、従前同様、ウェーバーの仕事を検証し、そして彼の理論に若干の補足を加えんとするものであるが、ただ本稿は「近代化」論そのものを扱おうとするものではなく、むしろ終始「伝統社会」という問題に重点を置いている、という点を最初にお断わりしておく³⁾。この問題は「まとめ」のところでも簡単にふれるが、今後機会を改めて検討する予定である。

1. 封建制の概念について⁴⁾

封建制について最も良く知られた定義は、ブロック、ガンスホフ、ミッタイス、ヒンツェなどによって明確に

- 1) ウェーバーは、当初、封建制を3種8項目に分類していたが(*Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., 1976, Tübingen, S. 626—27. 以下, *WuG* として引用), 後にこれを3つ, つまりここにあげたプリュンデ封建制とレーエン封建制, それにポリス封建制に分類している(*WuG*, S. 148—53.). しかし, 真正な形態としてはプリュンデ封建制とレーエン封建制のみをあげる(*WuG*, S. 148.).
- 2) 近代化に西欧型の封建制が重要な役割を演じていることを O. E. ライシャワーは強調するが('Japanese Feudalism', in R. Coulborn (ed.), *Feudalism in History*, 1956, New Jersey, pp. 46 ff., 『日本近代史の新しい見方』講談社現代新書, 1965, 26頁以下), ここで考えているような2つの異なった封建制の枠組は使っていない。また, すでにゾームはフランク型の封建制と近代国家の関係を指摘している。R. Sohm, 'Fränkisches Recht und römisches Recht', *ZSavRG.*, Germ. Abt., Bd. I, 1880, (久保正幡・世良晃志郎訳『フランク法とローマ法』岩波書店, 1942) S. 26.
- 3) 本稿は「伝統社会の支配構造」という軸を中心に種々の要素を考えていくものである。伝統的支配のダイナミクスについては, ウェーバーがその著作のいたるところでふれているわけであるが, さしあたり本稿に関連した叙述としては, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, 5. Aufl., 1963, Tübingen, Bd. I, S. 269—75. (以下, *GAzRS* として引用) をぜひ参照していただきたい。
- 4) M. ブロック, 新村猛他訳『封建社会』2巻, みすず書房, 1976—77. 巻1 序説及び巻2のⅢ以下。F. L. ガンスホフ, 森岡敬一郎訳『封建制度』慶応通信, 1971. 序説, 広義には社会・政治的に, 狭義には法律的に分類している。Mitteis=Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 13. Aufl., 1974, München (世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』創文社, 1971), S. 63 ff., O. Hintze, 'Wesen und Verbreitung des Feudalismus' (*Staat und Verfassung*, 3. Aufl., 1970, Göttingen, 阿部謙也訳『封建制の本質と拡大』未来社, 1966), 堀米庸三, 「中世国家の構造」(『ヨーロッパ中世世界の構造』岩波書店, 1976), 要約的なものとしては, 「西欧型政治原理の発生」(堀米編, 『西欧精神の探求』日本放送出版協会, 1976) がある。世良晃志郎, 『封建社会の法的構造』創文社, 1977. なお, ここで留意すべき点は, 次の増田氏もある程度まではそうであるが, 堀米・世良両氏が, マックス・ウェーバーの強い影響下にありながらも立場を異にしている, ということである。増田四郎, 『西洋封建社会成立期の研究』岩波書店, 1959. 同, 『西洋中世社会史研究』岩波書店, 1974.

なされているが、わが国でも以上の成果をふまえて堀米庸三、世良晃志郎、増田四郎などによって分析されている。以上は、いずれもその対象地域をドイツとフランス、あるいはイギリス・イタリアといった西欧に限定しており、一人ウェーバーの比較方法を利用したヒントゼのみが例外である⁵⁾。したがって、その限りでは「封建制」そのものを広いパースペクティブのもとで比較する「枠組」として使用することはできない。これに対して、ウェーバーは、この狭い枠組を拡大している。つまり、彼は、ラテン語の *feodum* あるいは *feudum* にあたる「封建制」*Feudalismus* という言葉の前にレーエン *Lehen* 及びプフリュンデ *Pfründe* という語を置くことによって⁶⁾、大きな歴史的意義を担った二つの典型的な支配団体の構造を示している⁷⁾。

次に「封建制」の三つの考え方についてふれ、そのあとウェーバーの考えているその概念について要約する。

(1) 最初は法制史で用いられている概念で、レーエン制 *Lehnswesen* を「封建制」とするものである。これは、一方で封主=封臣間の人的支配関係 *Vasallität* と他方で封主の封臣に対するレーエン授与に伴う物的関係 *Benefizialwesen* 双方の *causa* (法的根拠) 関係に結合するものを指す。この考え方は、非常に限定されてもおり明確でもある。

(2) 二番目は経済史で用いられている概念で、「荘園制」または領主=農民の支配・隷属関係を「封建制」と

して表わすものである。

(3) 最後は最も広義の概念で、「封建制」という語でもって一つの「社会」類型、つまり国王を頂点とするハイアラキーの中に職業身分の上下序列を考え、そこから生ずる制度及び思想など広い範囲にわたるものを含めようとするものである。

以上三つは⁸⁾、それぞれの概念によって指称されるべき歴史の実体が存在し、併用するのが普通である。ウェーバーは、(1)(2)の要素を(3)の中にも含めるような形で「封建制」の概念構成を行なっているが、しかし、(2)の要素についてはこれを基本的には家産制的支配 *Patrimoniale Herrschaft* とし⁹⁾、(1)についてもプフリュンデ関係とレーエン関係では決定的に異なるため、以下に述べるようなもう少し区別すべき要素をもち込むことになる。しかし、完成された形で「封建制」を見ると、プフリュンデ封建制においてもレーエン封建制においても、そこに共通に見られる特徴は、封主(ヘル)とプフリュンデ保有者あるいはレーエン保有者との間の主従関係であって、しかもその関係が政治上の一つの制度として国家全体の秩序を基礎づけているということである。要するに「家産官僚制」的中央集権に対して「地方分権」というのが「封建制」のもつ意味であって、その場合行政権・司法権・軍事権等々に関してのヘルの分業的・質的な権力分割ではなく、単に量的な権力分割を指す¹⁰⁾。それ故、ウェーバーは一部に誤解されているように、前近代

5) Hintze, *op. cit.*

6) O. プルンナー、石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』岩波書店、1974、192頁。

7) したがって「封建制」を特殊西欧の現象とする考え方は多いが、Mitteis-Lieberich, *op. cit.*, S. 64, F. クーランジュ、明比達朗訳『フランス封建制度起源論』お茶の水書房、1956、3頁などは、「封建制」の普遍性を強調するし、Sohm, *op. cit.*, もこの両著作ほどではないが、同じ立場に立っている。

8) 世良、前掲書、8—9頁。増田、『西洋中世社会史』、124—28頁。

9) *WuG*, S. 585. 荘園制が「封建制」として問題になるのは荘園領主と国王との関係においてであり、したがって荘園そのものは集権的なまとまりをもっている。この点について堀米氏も「中世国家の構造」の中で、中世国家のもつ(契約的性格に対する)家産制的性格を指摘しているが、これはとりまおさず、ウェーバーが、官僚制的家産制に対して身分制的家産制という概念を対置させ(*WuG*, S. 135, 137.)、封建制を、この身分制的家産制のステロ化した姿としてとらえていることによる(*WuG*, S. 625, 636.)。

10) ウェーバーの「封建制」概念は、「官僚制」や「家産制」のような簡潔明瞭な定義は与えられていない(*WuG*, S. 148—49, 334, 558, 650ff. など参照)。なお、ウェーバーの「封建制」に対する関心は、『Agrarverhältnisse im Altertum』(古代農業事情)と題して1897年に執筆された『国家学辞典』(*Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, Hrsg. v. J. Conrad u. a., 2. Supplementbd., Jena) 第1版及び翌1898年、オリエント(エジプトと近東アジア)の項目を追加した第2版(2. Aufl., 1. Bd., ただし、この第2版では、初版でのように単独項目でなく‘Agrargeschichte’の古代部分の1項目となっている)のそれぞれ『序言』(1. Aufl., S. 1—2, 2. Aufl., S. 58—59.)に、11年後に大改訂を加えた第3版(3. Aufl., 1. Bd., 1909, S. 53—54.)とほぼ同じような叙述がみられる。したがって、すでに「封建制」をめぐるドイツ学界での論争という雰囲気からして、そしてまた、1892年に「社会政策学会」の依頼で行なった東エルベ地方の調査において、農業事情の報告を行っていたこと(このこと及び1891年に出版された『ローマ農業史』執筆が『国家学辞典』寄稿の直接の原因であろう。しかしこの辞典は1890年に第1巻が出されており、ウェーバーの論文は『補巻』に取引所に関するものと共に収録された)からして、「封建制」に対する強い関心はあった。しかし1909年までは、まだ東アジアと古代アメリカの集団封建制とカースト封建制(両表現は第3版では使われていない)、中世ヨーロッパの個人主義的封建制、それに古代の都市封建制が区別されていたにすぎないが、ここで問題となる「プフリュンデ」という考え方の萌芽は、基本的にはできあがりつつあった(3. Aufl., S. 80, 85.)。レーエンとプフリュンデという形での「封建制」の区別は、①1909

社会あるいは伝統的社会を「封建制」と考えているわけではなく、「封建制」をあくまでも伝統的支配の一類型として描き出しているのである¹¹⁾。

2. レーエン封建制¹²⁾

375年にはじまるゲルマン民族の大移動は、西ローマ帝国を崩壊へ追いやると共に一時的にはあれ西欧を全くの無政府状態に陥らせた。そのような中でいち早くまとまりをみせたのがフランク王国である、これが後の中世ヨーロッパの基礎を形づくることになる。その理由は、この王国こそ対内的にはローマの伝統をゲルマンの伝統に融合して独自の民族的生命を保ち、対外的にはヨーロッパに対するイスラームの侵入を防ぎ、ローマ教会をランゴバルドと東ローマの強圧から救うことによって、ヨーロッパの中核を形成していったからである。しかも、ここでの問題と関連して最も重要なことは、このフランク王国の伝統の中から「封建制」が生まれてくるという点である。

751年、内乱の中から全フランクの宰相ピピンが即位し、メロヴィング朝はカロリング朝にとってかわられる。そして引き続き800年のクリスマス、ローマ法王がカール大帝の即位に際して「高貴な冠」を彼の頭にのせたことは、以後のフランク王国とローマ教会との新たな関係を象徴する事件であり、歴史的個体としての「ヨーロッパ」が誕生したことを意味する。しかし、この時代は、また一方で外敵の侵入と他方でそれが原因となり、社会構造に大きな変化の生じた時代でもあった。具体的には、外敵の侵入とは、地中海でのイスラーム軍・ハンガリー平原でのマジャール人・そして北方から来たノルマン人である。とりわけこのノルマン人の侵攻は、第二

の民族移動と言われるほどその規模・この王朝に与えた影響ともども大きなものであった。それによって組織化された軍勢力、ことに海軍力をもたないフランク王国の中央権力が弱体化し、またフランク人の国際商業や貨幣経済が衰える一方、人々は自らの安全を保つために防備しはじめ、そこから実力ある有力者を中心とする新しい血縁集団の発生をみたのである。このような事情が封建的無政府状態を生み出し、その後この城壁に囲まれた地方権力は、農業生産力の回復に伴って次第に大きな組織へと拡大していき、再び中央集権化していく。しかも、このことと並んで約200年にわたってヨーロッパを震撼させたノルマン人も徐々に定住しはじめ特にイギリスを、またこの侵入民と戦ったザクセンとカペーの両家系がそれぞれドイツとフランスを作り始めていく。ところが、この中央集権は、実はそれまでの単なる家産制的な中央集権とは異なって、地方権力という社会の単位の集まりであるが故に、一方で権力の密度は高いが、他方で国王は以前とは比較にならぬほど強い地方権力と対峙せねばならなかったのである。そこで国王は、この地方権力と封建の主従関係を結んで全体としての国家を統一し、この関係は所によって事情は異なるものの、12～13世紀にはほぼ確定化する。

このような地方権力のもつレーエンは、当然領主権（ヘル権力とヘルの権利）の専有を意味する。レーエン授与の特徴は、③第一次的には純人格的にヘルと封臣の一生間に限って行なわれる。④契約によって行なわれる。したがって、契約両当事者は自由な人間である。⑤両当事者は身分的（つまり騎士的）な生活態度にもとづいている。⑥レーエン契約は「営利取引」ではなく「兄弟契約」であり、この兄弟契約の結果として双方は双務的誠実義務を負うが、この義務は身分的名誉にもとづ

年以後第一次大戦開始位までに大きざっぱになされ、そして②戦争終了後から死の直前位までに決定的になされたと思われる。レーエン封建制は当時のドイツ法制史学に、プッリユンデ封建制は、主として C. H. Becker の 'Steuerpacht und Lehenswesen. Eine historische Studie über Entstehung des islamischen Lehenswesens', *Der Islam*, Bd. V, 1914. に拠っている（ただし、プレベンデについては『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』執筆以後、教会法史関係の文献を読んで念頭に置いていたようである）。というのも、すでに①の段階でベッカーを参照していることから（*WuG*, S. 629.）、ウェーバーの叙述にはその後②の段階に到るまでに、これをさらに敷衍し展開していったあとが見られるからである（*WuG*, S. 148.）。なお、トルコについては、この時代のドイツとトルコの関係から国制史を中心とする文献がいくつかあった筈である（*Wirtschaftsgeschichte*, 2. Aufl., 1924, München & Leipzig, (以下 *WG* として引用) S. 69., Anm., 2 には、ランケとティッシェンドルフを引いている。いずれも 100 頁ほどの小さなものであるが、とりわけティッシェンドルフのものは、トルコのレーエン制について簡潔に書かれており、レーエン法集のドイツ訳も載っているというもので、ベッカーの論文同様、ここからウェーバーは貴重な示唆を得たと思われる、*WG* の 67—70 頁の記述はこれを裏付けるものである）。

11) 堀米, 「マックス・ウェーバーにおける前近代的支配」(『ヨーロッパ中世世界の構造』所収)。また、ウェーバーの「伝統的支配」については、青山秀夫, 『マックス・ウェーバーの社会理論』岩波書店, 1950, 第4論文「ウェーバーの中国社会観序説」を参考にさせていただいた。

12) ヨーロッパ封建制期の通史については、増田, 『西欧中世世界の成立』岩波書店, 1950., 今野國雄, 『西欧中世世界の発展』同, 1979., 堀米, 『西欧中世世界の崩壊』同, 1958., 岩波講座『世界歴史』第7, 10, 11巻, 1969—70., 堀米, 『中世の光と影』講談社, 1978. 及び註(4)にあげたものを参照。

き、かつその範囲が明確に限定されている、という4点にある¹³⁾。

レーエン封建制は、一方で家産制的支配関係の原理となっている家のピエテート関係から解放され、人格的誠実義務を基礎として権利・義務関係が展開し、他方でこの(封主=封臣双方の)誠実関係は、一つの可能性としてカリスマの日常化、即ち、①幹部採用の規範設定、②カリスマの諸規範を伝統的・身分制的規範に転化する、③幹部が自らの成員のために個人的な地位やチャンス(プフリュンデ・官職・レーエン)を創造し専有する、という3つの行政幹部の日常化への関心のうち③のケースから生じることもある¹⁴⁾。この2つの方向いずれもが家産制(ミニステリアル)的諸関係から解放された誠実義務関係であり、したがって家産制的従属関係にもとづくものではない。そこで、この「誠実義務」関係を基礎づけるものが「身分的名誉」であり、レーエン封建制を特徴づけるこの「誠実義務」と「身分的名誉」の結合は、西欧と(ここでは言及しないが)日本に固有のものである¹⁵⁾。

8. プフリュンデ建制

しかし、今述べた一つの可能性としての行政幹部の日常化への関心③は、必ずしもレーエン封建制化へだけ向かうのではなく、場合によってはプレベンデ化へも向かう。そして、ここにとりわけ財政的な事情が入り込んでこのプレベンデ化が確定するとプフリュンデ封建制となるが、次にこの点を見ていく。

プフリュンデ(あるいはプレベンデ)とは、狭義にはある教会職と身分的に結合した一定収入を、広義には教会職そのものを指す。即ち、本来プフリュンデは、司教によって聖職者に貸与された不動産(多くは土地)用益権を意味し、世俗的に普及していたベネフィキウム *beneficium* と同じようなものである¹⁶⁾。これがフラン

ク帝国の私有教会 *Eigenkirche* の拡大に伴って、一時は両者が混合するが、その後聖職者のコンメンダーティオー *commendatio* を禁止することによって、またグレゴリウス改革以後の教会法の完成などによって教会聖職禄 *beneficium ecclesiasticum* の性格がはっきりしていく¹⁷⁾。

ところで、それではプフリュンデはレーエンからどのような点で区別されるのであろうか。シュトウツによると¹⁸⁾、まず法的に見て、プフリュンデには、それが官職に伴うものであるが故に「ヘレンファル」(*Herrenfall*)、封主の死亡によるレーエンの復帰がないのに反し、「マンファル」(*Mannfall*)、封臣の死亡によるレーエンの復帰は当然のことながら存在するが、レーエンの場合は両方ともある¹⁹⁾、ということ。さらに、レーエン封建制がある程度発展してくると、レーエン授与の際、封主と封臣はコンメンダーティオーという象徴的行為を行なわなければならない、このコンメンダーティオーを通じて両者の双務的義務が生じたのに反し、プフリュンデにはこれが見られない。したがって、一口にベネフィキウムといっても、封主と封臣との間にコンメンダーティオーが存在するかしないかによってレーエンとして扱われるかプフリュンデとして扱われるかが区別されるのである²⁰⁾。

このシュトウツの説に注目したウェーバーは、「マンファル」と「ヘレンファル」の違いはこれを一応認め、コンメンダーティオーの存在についてはそのまま表現するのではなく、「レーエン封建制における封臣は高度に張りつめた義務と名誉との法典によって規律されている」のに反し、「プフリュンデ封建制における封臣は一定の官職義務を負担する単なる用益権者またはレント取得者にすぎない」と表現し、ここにレーエンとプフリュンデの決定的相違があるとしている²¹⁾。

そこで、以上のプフリュンデの用語の意味する点をふまえて、ウェーバーは、家産官僚制がある程度身分制的

13) *WuG*, S. 148.

14) *WuG*, S. 145, 625.

15) 日本については、*WuG*, S. 151, 629., *GAzRS*, Bd. II, 5. Aufl., 1972, S. 296—300. を参照。

16) Jacobi, 'Pfründe' (*Religion in Geschichte und Gegenwart*, 1. Aufl., 1913, Tübingen), *WG*, S. 72.

17) この点については、U. Stutz, *Geschichte des kirchlichen Benefizialwesens*, 1. Bd., 1895, Berlin; do, *Die Eigenkirche als Element des mittelalterlich-germanischen Kirchenrechtes*, 1895, Berlin; do, *Die Kirchliche Rechtsgeschichte*, 1905, Stuttgart (後二者は増淵・淵共訳『私有教会・教会法史』創文社, 1972); do, 'Kirchenrecht' (*Enzyklopaedie der Rechtswissenschaft*, 2. Aufl., 1914, München u. Berlin) の特に第一部第三章などを、シュトウツに拠りつつ私有教会の変遷をたどっているものとして、吉田道也、「私有教会聖職者とフランク国王の立法」(九州大学『法政研究』16—3/4, 1949) を、ウェーバーの叙述は、*WuG*, S. 600—02 を参照。

18) U. Stutz, 'Lehen und Pfründe', *ZSavRG.*, Germ. Abt., Bd. 20, 1898.

19) *Ibid.*, S. 245.

20) *Ibid.*, S. 244. この論文全体は、コンメンダーティオーの存在の可否を立証せんとするものである。

21) *WuG*, S. 629.

家産制への傾向を示した場合の行政官部に対する扶養形態を指称するものとしてそれを転用した²²⁾。

さて、このようなレーエンとプリュンデの形式的相違がはっきりしたところで、それでは現実の歴史の上でどうしてこのようなレーエンとプリュンデの違いに照応するような構造をもつ支配類型が生じてくるのか。その理由の一つとして、封建制の成立プロセスの違いがあり、レーエンの場合はすべてに述べてあるので、次にプリュンデの場合としてイスラーム社会を見ていく²³⁾。

予言者ムハンマドの活躍のあとをうけてイスラーム共同体(ウンマ)の指導者となった4人のカリフ達、そしてこれを引き継いだウマイヤ朝を倒し、史上まれにみる大帝国の建設を実現したアッバース朝は、統一的な官僚制度のもとでカリフを頂点とする家産官僚制国家を形成する。しかし、近代的な官僚制のもとでならともかく、統一的な規律を欠き、通信・交通技術の未発達な前近代社会における官僚制のもとで、一つの統一国家がその支配者の命令を広大な領地全体にまで及ぼし、強い中央集権を恒常的に維持することは所詮不可能である。というのも、一方で早くから行なわれた征服地へのアラブの入植に見られるように、官僚あるいは軍人達はその勢力欲求と物質的関心を極大化しようとし、他方でウマルⅡ以後の歴代カリフによって度々行なわれた財政改革に象徴されるように、中央政府にとっていったんつまづき始めた財政政策は、官僚や軍人に対する給与支払い能力を弱め、そこでこの官吏による物質的関心と中央政府による財政政策の失敗が、官吏あるいは軍人による分権化を促進するからである。このような事態が典型化するのが、9世紀はじめカリフ・ムタースィムによって行なわれたトルコ傭兵の導入である。この場合、反抗的態度を示すようになった市民軍に代えて支配者の家産制的軍隊を構成する傭兵軍は、十分な給与を支払われている限り従順であるが、それだけに中央政府にとっては高価なものにつき、それでなくとも官吏の不正や農民の反抗などによ

ってかなり不安定になっていた国庫をつよく圧迫した。そこでこのような矛盾が極致に達して、一旦中央政府の財政政策が破綻して傭兵軍に対する給与支払いが滞ると、彼らは自らの軍事力を使って強い分権化傾向を示すことになる。官吏による分権化の最初の例は821年のターヒル朝で、この創立者はカリフ・マームーン(ムン)の軍指命令官の一人であった。傭兵軍による分権化としては868年のトゥールーン朝が最初である²⁴⁾。このような郡小王朝は、給与支払いに代えて土地からの直接徴税権と俸給支払い権を獲得して軍事政権を誕生させる。したがって、軍人による直接徴税と俸給支払いが行なわれることは、徴税官などの文官 Civil Servant が没落していくことを意味する。このようなことと並んで、カリフは安定した財政収入確保のための常套手段である「租税請負」制度、つまり一定地域の税収入を私人に請負わせて、その収入の多寡にかかわらず毎年一定額を国庫に納めさせる制度を導入し、当初請負人には国政とは無関係の富裕な私人が選ばれていたのが、彼らも自らの有利な地位を利用して独立する傾向を見せたのである。

以上がイスラーム治下でのプリュンデ封建制の成立プロセスである。そこで、③軍人による徴税権と俸給支払い権とは、その後間もなく俸給の代りに土地からの税収入あるいは土地そのものを与えるという形になる。④毎年一定額の租税収入を保証することで、一つの村落あるいは一つの地区の租税徴収権を納税請負人に与える。そして、⑤イスラーム初期から存在するもので、カリフの一族に徴税権と共に行政権をも与えることによって生まれた荘園(カターイーあるいはサワーフィー)、という3つの事実がイクター iqtā という概念となり²⁵⁾、セルジューク朝以後軍事イクターとしてイスラーム諸王朝に引き継がれた。特にオスマン=トルコのデイルリク制は、トルコの他にイスラームとキリスト教の要素を混合させ、財政権・行政権をめぐるスィパーヒ騎士と中央政府の軋轢は除かれ、幾分安定したプリュンデ封建制が

22) ただ、ここで確認しておく点は、第一にシュトゥッツはレーエンとプリュンデの区別を法的に見ているのに対し、ウェーバーはその区別を利用して伝統的支配というより広い枠組の中で、一つの支配の型としてこの区別を用いたということ。第二に、ウェーバーは家産国家の官僚制については考えるものの教会や修道院の官僚制は何故か殆んどふれない。しかも、プリュンデの腐敗という側面を強調するが、しかし教会の組織は近代国家にとってその官僚制組織の一つの原型となったもので、決してこの側面だけにつきるものでなく、その意味でもここでプリュンデについて考える意義はある筈である(この第二の点は、青山秀夫教授の口頭での御教示によるものである)。

23) 以下の点については、拙稿、「支配構造より見たイスラーム社会」(『関西学院大学社会学部紀要』36, 1978)、「伝統的社会における家産官僚制とその分権化傾向——インド・ムガル帝国の場合」(同, 38, 1979)を参照していただきたい。また、嶋田襄平、『イスラームの国家と社会』岩波書店, 1977. は最近問題となっているイスラーム封建制度論を、ウェーバーに拠つつ論じている。その際、すでに明らかにしたように「家産制」という概念がウェーバーの封建制論では非常に重要な位置を占めているのに対して、氏は「家産制」という言葉を使用しないで「封建制」の概念設定を意図しているものである(この点は、嶋田襄平氏との私信で御教示いただいた)。

24) ちなみに、この821年から200年の間に25余りの郡小王朝が現われては消えていった(C. E. Bosworth, *The Islamic Dynasties*, 1967, Edinburgh)。

25) WuG, S. 629.

見られたのである。このオスマン＝トルコと並んでインドのムガル帝国では、軍人に官位を与えその給与額に見合った土地からの税収を下賜することによって、一定数の騎兵を養うことを義務づけていた。これがジャーギール *jāgīr* 制と言われるものである。またここでは在来ヒンドゥーのザミンダールと総称される領主層があり、これが一つの地方権力を作っていた。ムガル政府は彼らの有力者を中央官僚に組み込む一方、地方のザミンダールにも官位を与えて統一の軍事官僚体制を作ること努力していた。そこでムガル帝国では、このようなジャーギール保有者とザミンダール双方が分権化の契機をもっていたのである。

さて、西欧でもイスラーム社会でもその封建制度が目的とするところは、土地所有と領主権を封臣に下賜し、これによって騎士軍隊を作ることというものであり²⁶⁾、この点では外面的に非常に良く似た構造が見られるということが以上から理解できたわけである。

4. プリュンデ封建制とレーエン封建制の性格の相違

次に、支配構造の側から見たプリュンデ封建制とレーエン封建制の性格の相違を見ていくわけであるが、この種の問題は多くの研究者の関心を引きつけてきたとはいえ、それを描き出すことは大変困難なことである。実際、支配構造と精神構造との関連といった形で問題を立てても、このような小稿では扱いきれない点が多く、以下ではウェーバーが提示したものにごく簡単にふれ、そのあと若干の追加をしてみたい。

まず、プリュンデ封建制とレーエン封建制の成立プロセス及びそこから生まれる固有の要素から、次の2点を指摘できる。第一にプリュンデ封建制では、封主＝封臣関係は支配の家父長制的性格を脱しきれず、15～16世紀世のオスマン＝トルコとムガル帝国に見られるように好都合な条件に恵まれた場合、大規模なプリュンデ封建制国家へと進んでいった。他方レーエン封建制では、

次の時代の身分制国家及び絶対主義国家に特有の現象を基礎づける身分一議會制 *die ständische Verfassung* を強く促進した²⁷⁾。そして第二に、この2つの支配構造には、それが呼び起こす心情 *Gesinnung* を通じて民族の全体的気風 *Gesamthabitus* に及ぼす持続的影響に大きな違いが見られる、ということである。

さて、第一の点のうちレーエン封建制における問題は、近代的な立憲制を特徴づける要素が代議制 *Repräsentativverfassung* であるという視点から、その前段階つまり身分一議會制の起源をたどることによって明らかになる。ウェーバーはこの点考慮していなかったわけではないが、立入った説明を与えていない²⁸⁾。そこで以下、ヒンツェによって身分一議會制の成立あるいは育成の契機を求めてみる²⁹⁾。プリュンデ封建制から新たな国家形成がなされる際に支配者が利用する援助者は、レーエン封建制におけるように支配者の直接の干渉を免れた別個の地方的な自治組織というものでなかった。というのも、プリュンデ封建制では、支配者がその中央集権を貫徹するためには強力な軍事力をもった地方権力と相対峙しなくてはならず、そこに見られるのは生命をかけた戦闘によって決着をつけるかあるいは地方権力者に高い官職を与え、それに見合った土地（そこには多くの場合、財政権の他に司法権や行政権が含まれる）を与え、統一的な官僚制度に組み込むことによってこの権力者を利用する以外になかったからである。しかし、この方法は、地方権力者にとっては中央から官職を得ることによって一定の身分的「名誉」を得ることができるもの、支配者にとっては最初は彼その人を重く用いるかに見せつつも、次第に官職そのものを重視することによって機会あるごとに彼の失脚をねらえたのである。そこでは、封主＝封臣間の双務的誠実義務はなく、しかも支配者の恣意の領域は絶大であった。これに対し西欧では、国王権力は相互の絶えざる対立と抗争を通じて、国家経営の集約化と合理化を押し進めることを余儀なくされ、一方で大きな軍事力と財政的給付能力を与えられ、他方でそのために諸分子、つまり諸身分 *Stände*

26) *WG*, S. 69.

27) ただし、2つの封建制のうちどちらが安定していたかは、対外的関係などを考えねばならず、内部要因だけで一義的に決定できない。

28) 「身分」という概念そのものは、周知のように『経済と社会』第一部第四章で言及されており、また『宗教社会学論集』第1巻所収の「儒教と道教」と第2巻「ヒンドゥー教と仏教」の基本視座が「身分」にあるということは言うまでもないことである (*GAzRS*, Bd. I, S. 273—75.)。「身分一議會制」については、恐らく現在編者ヴィンケルマンの手によって「国家社会学」(『経済と社会』第二部第九章第八節)と名づけられた部分で体系的に考察される筈であったと思われるが、*WuG*, S. 756—57. に若干の言及が見られる。

29) O. Hintze, 'Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung' (*Staat und Verfassung*, 成瀬治訳『身分制議会の起源と発展』創文社, 1975)。しかし、ヒンツェは、ここで言う身分議會制が封建制とだけ因果関係をもつと述べているわけではなく、他の要素、とりわけキリスト教会組織と西欧の国家形成の特性との関連を考え、より広い視野に立ち身分議會制の起源をたどっている。

を利用せざるを得なかった。しかもここで見られる闘争は、敵を完全に滅ぼすまで行うのではなく、勢力拡張と種々の利益のために行うという傾向が強く、これはせめぎ合う諸国家が教会的・宗教的な文化共同体の枠組をこわさぬようにくりかえし協定を結び、なんらかの共存体制を見出さねばならぬという道義的の必要があったが故になされた。したがって、このような傾向が「話し合いによって決着をつける」身分—議會制の成立を強く促進した要因の一つである。

第二に、支配構造とそれが民族の全体的気風に及ぼす影響という点をごく簡単に考えてみる³⁰⁾。まず最初に、レーエン封建制では身分的「名誉」と人的「誠実」関係が行為の構成的動機をなしているのに対し、プリュンデ封建制では、なるほど「騎士的」身分感情は見られるものの、人的「誠実」関係でなく家父長制的の関係が支配的であり、この両者が行為の構成的動機をなしていた。次に、レーエン封建制では武装能力のある少数者が支配し、官吏の必要性を最小限に食い止めるため、ヘルと封臣との間の行政機能が極小化され、しかもそのことから行政運営は広汎にわたって臣民の善意なしにもやることができた。これに対してプリュンデ封建制では行政上の「官吏」の必要性は常に極大化し、ヘルはこの官吏の善意に大きく依存し、また官吏の従順性を確保するためにあらゆる機構とスキルを利用した。したがって、一方で官吏間で地位をめぐる争いが絶えず、他方で官吏制度は高度にステロ化していった。最後に、最も重要な点として教育様式の相違がある³¹⁾。西欧では封建組織が発展して自覚的に「騎士的」生活を送る階層の人々が出てくるようになると、支配階層が自己を美化し、また被支配階層に対して自らの威光を誇示するために一定の芸術的文化財が形成されるようになる。そこに生まれるのが「教養育成」教育（“Kultivations”-Erziehung）であり、これは軍事=体育的であると共に「芸術的」でもある。騎士軍は大衆軍隊と違って個人的英雄戦を行なわねばならず、そのためここでは騎士的個人を完成させることが教育の目標となる。その際「遊戯」Spielの要素が重要な役割を演じるのであるが、ここでいう「遊

戯」とは、繊細さはないが芸術的生活態度とある種の類似性をもっているものである。その意味で経済的に合理的な一切の行為とは対極をなし、しかもこの合理的行為の道を阻止したものである。また、消費を目的合理的に志向することを拒否するという意味での「奢侈」が、封建的ヘル層が社会的自己を主張するための手段の一つであった。これとは対照的に、プリュンデ封建制においては、教育の目標は騎士的個人を完成させることに向けられたのではなく、とりわけ聖職者になるための「知識」と、また家産制的官吏に必要な「知識」や「知恵」を身につけるために向けられた。しかも、ここで特に重要な役割を演じた傭兵を主体とする軍隊は、中央政府の費用によって給養されるため、個別の戦士あるいは民間の戦士群の私的な自己武装と自己訓練を生むことはなく、官僚制的な軍隊管理に服しており、したがってそこからは、特権的戦士身分は発生しにくかったのである。

4. おわりに

イスラーム社会は、中国同様、非常にすぐれた国家統治技術としての「官僚制」を、一部は（古代エジプトに由来する）ローマ、また一部は（メソポタミアに由来する）ペルシアから引き継いでもっており、ウマイヤ朝から、とりわけアッバース朝にかけてこの技術を最大限に利用した³²⁾。したがって、ここでは、すでに説明したように「プリュンデ」（金銭であるか土地その他の実物であるかは、その時の財政事情によって異なるが）を非常にはっきりした形で見ることができる。ただ、なるほど「プリュンデ」財そのものは、それが中央集権的に管理される限りは、すぐれた求心力を発揮するが、しかしこれに軍事的契機が作用した場合、逆に強い遠心力として働くことは見逃せない事実でありウェーバーの着眼点もここにあった。また、同じくすぐれた独自の官僚制技術をもっていた中国は、その文官優位政策故にプリュンデ封建制への（傾きはもつが）途をたどらなかったこと、並びにフランク王国は、確かにローマから引き継いだ官僚制をもっていたが、だがそれをイスラーム

30) これは、決して十分な形とはいえないが、*WuG*, S. 650—53. に述べられており、この論述もこの部分に拠っている。ただ、ここでウェーバーが比較対照しているのは、主としてレーエン封建制と家父長制的家産制（官僚制的家産制）であって、本稿のようなレーエン封建制とプリュンデ封建制の対比ではない（ウェーバー本来の叙述をもとに中国と西欧を対比したものとしては、青山秀夫、前掲書、184頁以下を参照していただきたい）。したがって、その限りでは、本稿は試論的なものであり、決してなんらかの結論を出そうとするものでないことは言うまでもない。なお、この他に、*WuG*, S. 288—90, 576—79, 640—64., 677—79. などをも参照。

31) これはウェーバーが特に注目していた問題の一つであり、前註以外にも彼は中国を扱ったところでこの問題にふれている（*GAzRS*, Bd. I, S. 408—17.）。

32) 前近代社会における「官僚制」については、ウェーバーの著作の他にさしあたり、S. N. Eisenstadt, *The Political Systems of Empires ; The Rise and Fall of the Historical Bureaucratic Societies*, 1963, New York を参照。

や中国のように中央集権技術として組織的に発展・維持させることなく、しかも、「プッリユンデ」財への軍事的契機の介入には、特にキリスト教理念の影響が考慮されなくてはならず、「騎士的」要素が他のどこよりも強い形で見られること、といった点が最後に加えられるべきである。

さて、以上イスラーム社会と西欧での封建制の相違について考察してきた。しかし、「封建制」に関する問題は、たとえば封建制の存在にしてみると、地域的にあるいは時代的にみても、この2つだけに限られるのかどうかということがあり、これは長い間にわたって多くの人々によって論議されてきている³³⁾。さらに、社会学的に重要な問題として、封建制国家における官吏が、文官 Civil Servant 中心である場合と武官 Military Servant 中心である場合の社会構造への影響力の相違、そしてまた官吏のリクルート源の違いによる同種の問題³⁴⁾、とい

うことが指摘できる。もっとも、このことは、単に「封建制国家」という狭い枠内で処理しきれぬ問題を多く含んでおり、なるほど本稿で見てきたように、たとえば西欧（及び日本）封建制期における武官の強い影響力に示されるように非常に重要な問題として扱うことはできるが、しかし（ウェーバーによれば）典型的家産官僚制国家である中国において、文官の圧倒的優位が漢以後ほぼ恒常的に見られるように、この問題は何も封建制期に限られたものであるわけではない。したがって、本稿のタイトルとなっている「伝統社会」全体の枠組³⁵⁾を考へつつこの問題を扱っていくことになるが、その点いづれも機会を改めて論じたい。

〔付記〕本稿の作成にあたっては、本文註で示した箇所以外にも多くの有益な御教示を青山秀夫教授からいただき、末尾ながな記して厚く御礼申し上げます。

33) 例えば、Coulborn (ed.), *op. cit.*, や J. Prawer and S. N. Eisenstadt, 'Feudalism' (*Encyclopedia of Social Sciences*, 1968, New York, 所収) といったもので扱われている時代と地域以外にも多くの説がある。

34) リクルートの問題については、*WuG*, S. 479, 594-95, 606. で簡単にふれている。

35) 「伝統社会」の社会学的考察は、近年になっていくつも見られる。Talcott Parsons, *Societies ; Evolutionary and Comparative Perspectives*, 1966, New Jersey (矢沢修次郎訳『社会類型——進化と比較』至誠堂, 1971), これと関連したものとして、Victor Lidz and Talcott Parsons, *Readings on Premodern Societies*, 1972, New Jersey, に見られる理論的な論文、また、S. N. Eisenstadt, *op. cit.*, やあるいは同じ著者の *Political Sociology*, 1971, New York, といったものをあげることができるが、ここでいう「伝統社会」とは、Karl Jaspers, *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte*, 1949, München, (重田英世訳『歴史の起源と目標』理想社, 1964) のいう枢軸時代 Achsenzeit, つまり紀元前5世紀を中心とした前後300年の間に孔子・仏陀・ソクラテス・イスラエルの預言者等々が出て、このような社会的天才達を基礎として形成成される政治的・文化的の伝統をもつ社会のことである。なお本稿では、従来のように「伝統的社会」としないで「伝統社会」としてある。この点は、青山秀夫, 「社会科学概論序説」(『関西学院大学社会学部紀要』36, 1978) 7頁以下の論考に負っていることをお断わりしておきたい。